



# 秋田県特別職報酬等審議会

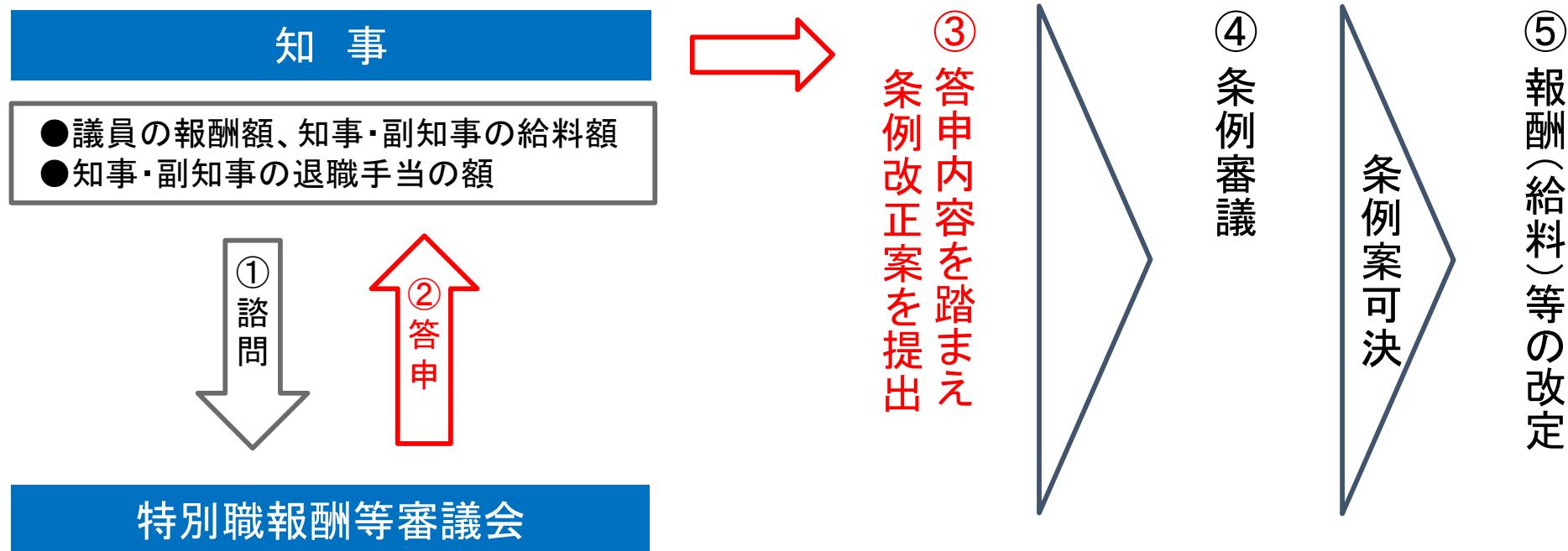
## 資料

令和7年11月18日

# 目次

1 特別職報酬等審議会の役割	2
2 特別職報酬等審議会の開催状況	3
3 現行の報酬(給料)額及び退職手当額	4
4(1) 報酬(給料)額改定の状況	5
(2) 報酬(給料)額の推移	6
5(1) 他の都道府県における報酬(給料)改定の考え方	8
(2) 本県における報酬(給料)改定の基本的な考え方	9
(3) ① 一般職の(累積)改定率	10
② 財政力指数が類似する他の都道府県の報酬(給料)との均衡	12
③ 国の指定職の給料との均衡	13
6(1) 改定試案	14
(2) 最近の近県の改定例	15
(3) 改定試案のとおりとした場合の順位	16
7 退職手当について	17
8 退職手当額の推移	18
9 改定試案	19
10 改定試案のまとめ(= 詰問内容)	20

# 1 特別職報酬等審議会の役割



## 【秋田県特別職報酬等審議会条例(抜粋)】

第一条 知事の諮問に応じ、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、秋田県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

第三条 審議会は、委員十人をもつて組織する。

2 委員は、秋田県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

## 【秋田県特別職報酬等審議会運営規則】

第三条 会議の議決は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 2 特別職報酬等審議会の開催状況

- かつては概ね2年周期で開催しており、当該周期内の最終改定はH5年度であった。
- その後は、臨時カット（延長も含む。）を含め、隨時開催。
- 近年、一般職の給料については引上げ改定が続き、特にR4年度以降は高い改定率が続いている。全国的にもR4年度以降、多くの都道府県が特別職報酬等審議会を開催している。

### 知事・副知事

は、本則の金額等の最終改定

	H5	H15	H18	H19	H21	H24	H25
給料	引上げ	臨時カット	引下げ	臨時カット	臨時カット	臨時カット	臨時カット
退職手当			引下げ	引下げ			臨時カット

### 議長・副議長・議員

	H5	H15	H18	H19	H20
報酬	引上げ	臨時カット	臨時カット	臨時カット	臨時カット

### 3 現行の報酬(給料)額及び退職手当額

#### 報酬(給料)月額

	本則の額	全国順位 (R7.4.1)	適用年月日
知事	1,210,000円	45	H18.7.1
副知事	930,000円	47	H18.7.1
議長	910,000円	39	H5.4.1
副議長	810,000円	44	H5.4.1
議員	780,000円	34	H5.4.1

#### 退職手当額

	本則の額	全国順位 (R7.4.1)	適用年月
知事	40,656,000円	4	H19.3
副知事	20,088,000円	23	H19.3

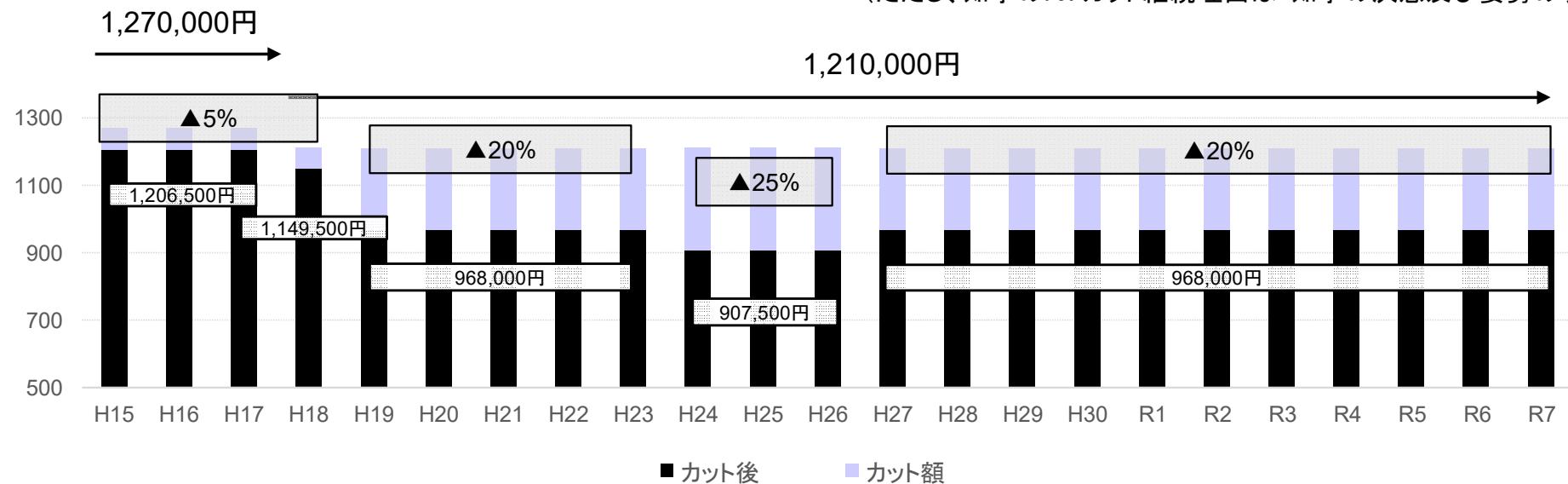
## 4(1) 報酬(給料)額改定の状況

- 平成以降の本則の金額の改定推移を表す。下段は改定率。
- 平成5年までは引上げが続いた。

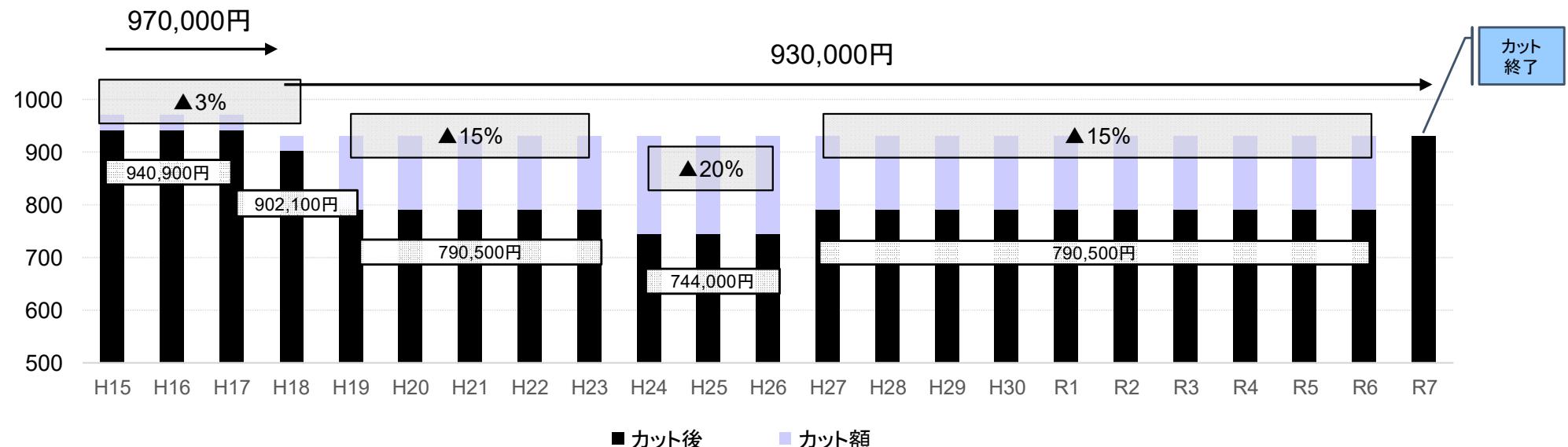
	H1.4	H3.4	H5.4	H18.7
知事	1,120,000	1,210,000	1,270,000	1,210,000
	105.7%	108.0%	105.0%	95.3%
副知事	850,000	920,000	970,000	930,000
	106.3%	108.2%	105.4%	95.9%
議長	790,000	860,000	910,000	910,000
	106.8%	108.9%	105.8%	—
副議長	710,000	770,000	810,000	810,000
	106.0%	108.5%	105.2%	—
議員	680,000	740,000	780,000	780,000
	106.3%	108.8%	105.4%	—

## 4(2) 報酬(給料)額の推移

### 知事給料月額

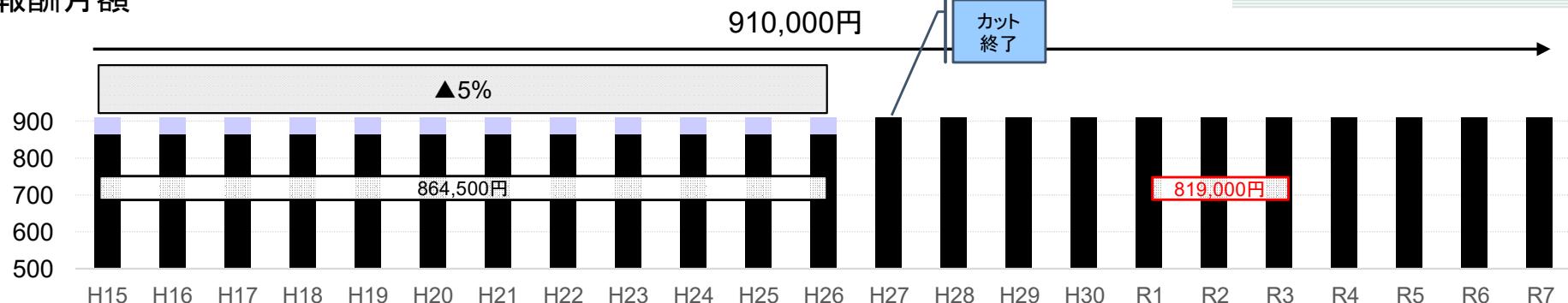


### 副知事給料月額

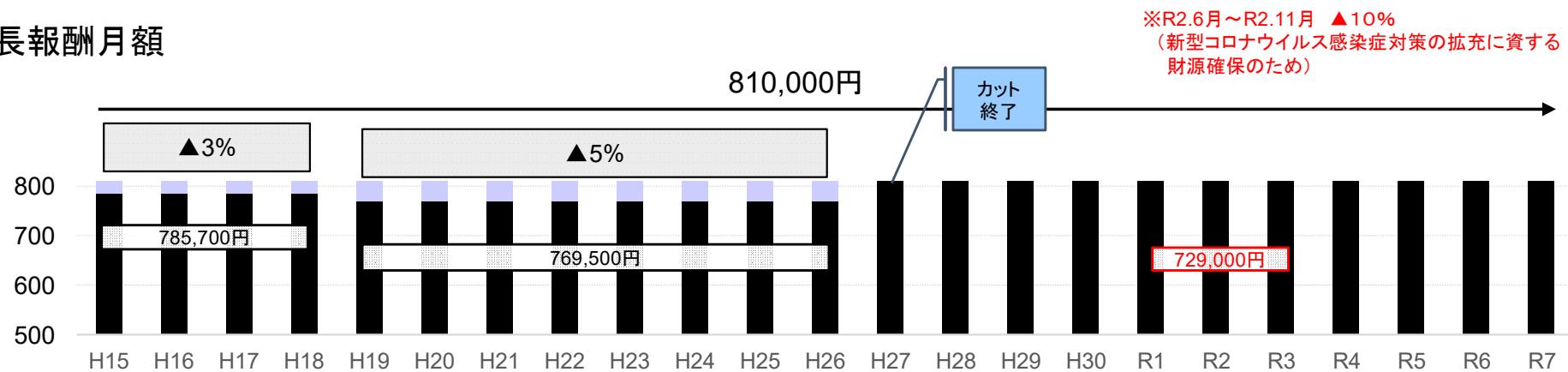


## 4(2) 報酬(給料)額の推移

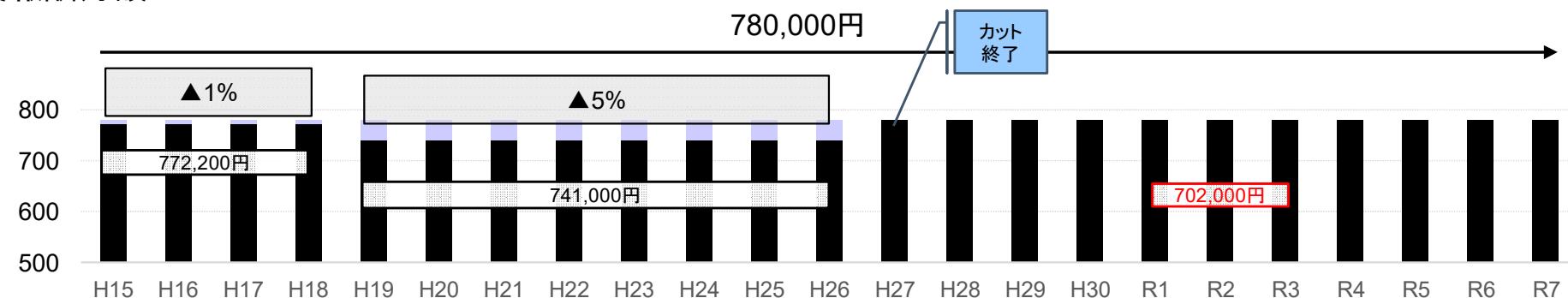
### 議長報酬月額



### 副議長報酬月額



### 議員報酬月額



## 5(1) 他の都道府県における報酬(給料)改定の考え方

### ●改定に当たって考慮する要素(複数回答)

区分	都道府県数(割合)
一般職の累積改定率	37 (78.7%)
他の都道府県の報酬(給料)の水準	16 (34.0%)
財政力指数や人口等が類似する他の都道府県の報酬(給料)の水準	11 (23.4%)
国の指定職の給料の水準	10 (21.3%)
国の特別職の給料の水準	4 (8.5%)
その他経済情勢等	7 (14.9%)

【R7.4.28埼玉県全国調査結果】

- 一般職の累積改定率は、人事委員会勧告の内容を踏まえたものとなり、県内の民間給与の実態を反映したものとなる。
  - 財政力指数等が類似する他の都道府県との比較を行うことで、県の財政状況等を考慮しながら相応の報酬(給料)水準とすることができる。
  - 国の指定職・特別職においては、県の特別職と報酬(給料)水準が近い職があり、改定に当たって参考とすることができます。
- ※ 本県の前回(H18)改定時は、一般職の給料の大幅な引き下げを踏まえて額が設定された。

## 5(2) 本県における報酬(給料)改定の基本的な考え方

○ 今回の改定に当たっては、次の①②③を検証した上で総合的に判断することとしたい。

### ① 一般職の累積改定率

H18年度の給料との比較での増減を表す数値(率)であり、H18年度以降の一般職の給与改定の内容を反映することが可能。

### ② 財政力指数が類似する他の都道府県の特別職の報酬(給料)との均衡

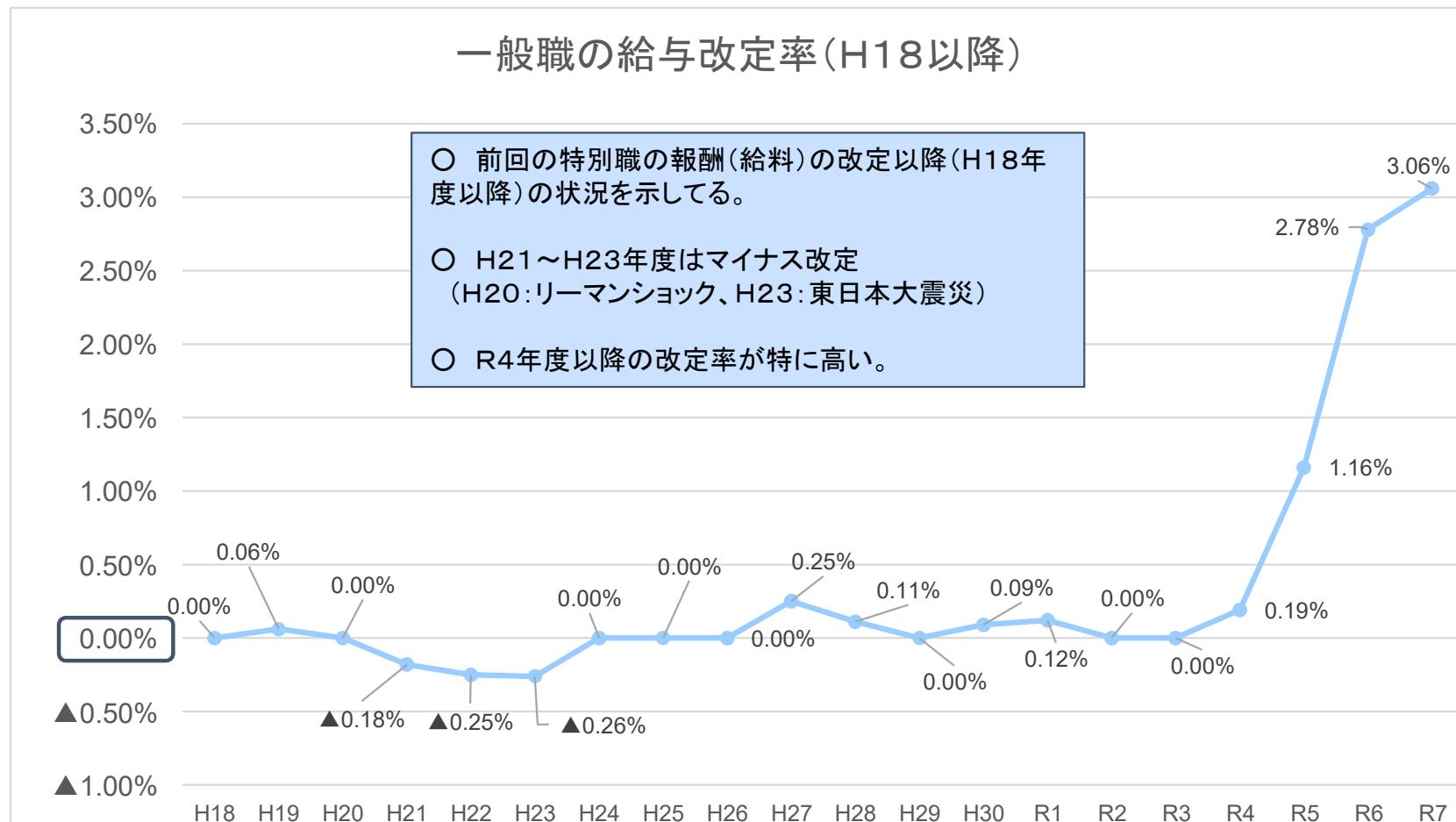
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が大きいほど、自主財源で行政サービスの実施が可能(財政力がある)とされる。
類似県 (Dグループ)	<u>秋田県</u> 徳島県 和歌山県 長崎県 鹿児島県 佐賀県 <u>青森県</u> 宮崎県 <u>岩手県</u> <u>山形県</u> 沖縄県 大分県 山梨県 熊本県 福井県 以上15県

### ③ 国の指定職の給料との均衡

知事	国家公務員指定職俸給表の上位号俸対象者(事務次官)との比較。
----	--------------------------------

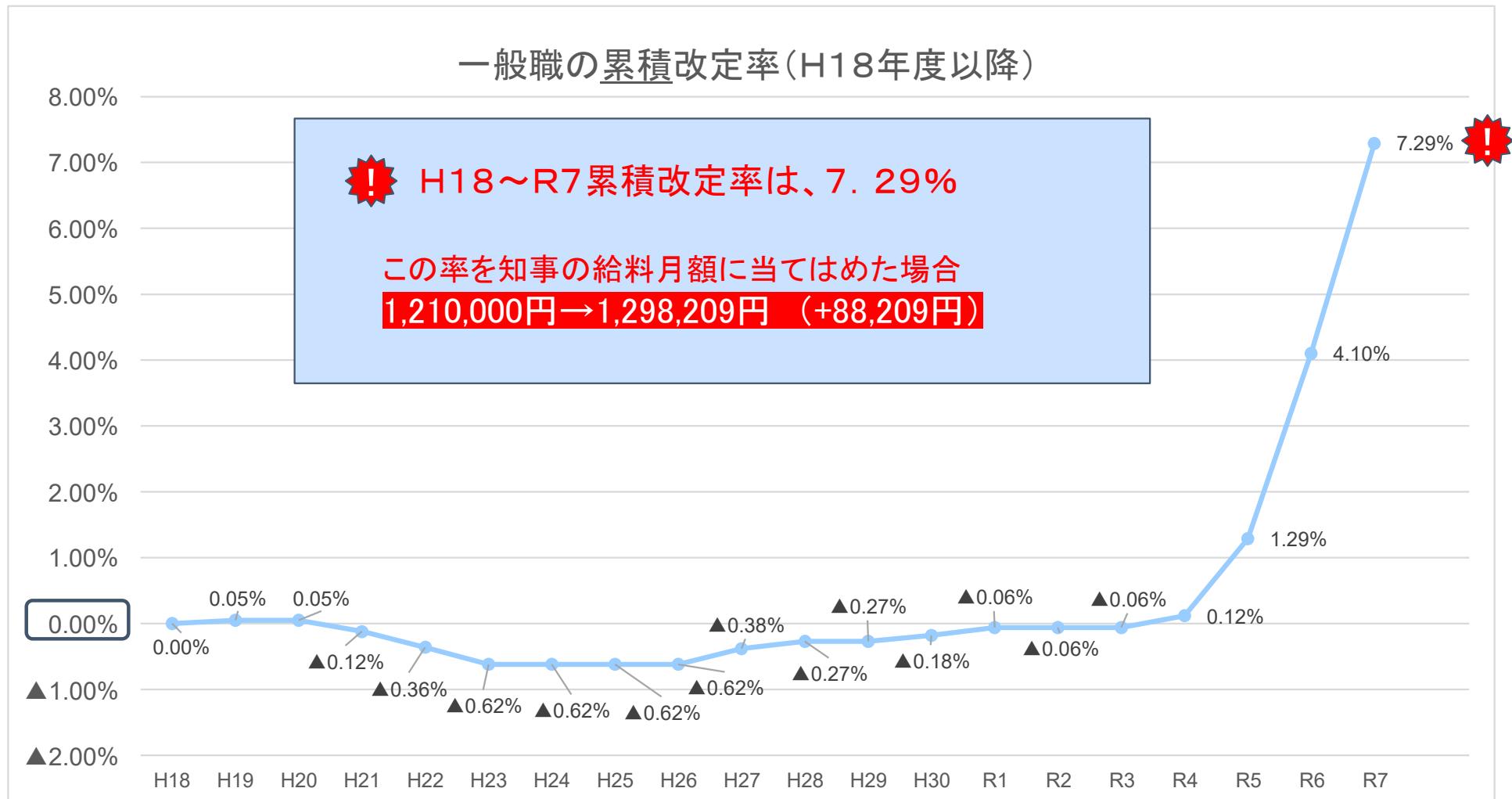
### 5(3) ①-1 一般職の改定率

- 一般職については、中立の専門機関である人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給与改定を行っている。
- 人事委員会は、当該勧告に当たり、民間事業者の給与の実態調査を行っており、一般職の給与は、県内民間従業員の給与との均衡が図られたものとなっている。



### 5(3) ①-2 一般職の累積改定率

- 知事・副知事の給料の前回改定(H18年度)以降の状況を示している。
- 累積改定率は、各年度時点において、H18年度の給料との比較での増減を表す数値(率)である。
- H21～H23年度の改定率のマイナスが大きく、プラス改定に転じたのはR4年度からとなっている。
- R5年度以降の改定率が特に高い。



## 5(3) ② 財政力指数が類似する他の都道府県の報酬(給料)との均衡

- 秋田県のR5年度決算に基づく財政力指数は、Dグループ(0.3以上0.4未満)内で最下位。
- 知事給料月額も、Dグループ内で最下位。

財政力 指数順 ↓	財政力 指数 Dグループ	人口 (千人)	知事給料月額	
			金額	順位
福井県	0.39806	739	1,300,000	1
熊本県	0.39719	1697	1,240,000	9
山梨県	0.37673	791	1,250,000	6
大分県	0.37095	1085	1,243,000	8
沖縄県	0.35934	1466	1,230,000	13
山形県	0.35801	1011	1,240,000	9
岩手県	0.35095	1145	1,250,000	6
宮崎県	0.34290	1033	1,240,000	9
青森県	0.34193	1165	1,260,000	3
佐賀県	0.34120	788	1,260,000	3
鹿児島県	0.34012	1532	1,240,000	9
長崎県	0.33179	1252	1,260,000	3
和歌山县	0.31491	880	1,210,000	14
徳島県	0.31489	685	1,300,000	1
秋田県	0.31178	897	1,210,000	14
平均	0.35005	1078	1,248,867	!
最高	0.39806	1697	1,300,000	
最低	0.31178	685	1,210,000	

### 「財政力指数」とは

- 国が示す基準に基づいて、県の収入を支出で除した数値。この数値が高いほど財政力があるとされる。
- 数値が高い順からA～Eグループがあり、本県はDグループ(計15県)に属している。

★ Dグループ内知事平均額は、1,248,867円

この額を知事の給料月額とした場合

1,210,000円 → 1,248,867円 (+38,867円)

※「財政力指数」…「都道府県財政指数表」【R7.3総務省リリース】

※「人口」…「人口推計男女(2024年(令和6年)10月1日現在)」【R7.4総務省リリース】

### 5(3) ③ 国の指定職の給料との均衡

○ 国の指定職の給料については、本県特別職の水準と近く、また、国の人事院勧告の対象にもなっているため、時勢を反映した金額として参考にすることが可能。

号俸	主な役職	H18	H19	H20	H21	H22	H23	…	H27	H28	…	R5	R6	R7
5	本府省の局長	994,000			991,000	989,000	984,000		965,000			968,000	979,000	1,006,000
6	外局の長官	1,066,000			1,063,000	1,060,000	1,055,000		1,035,000			1,038,000	1,049,000	1,078,000
7	内閣府審議官等	1,142,000			1,138,000	1,135,000	1,129,000		1,107,000			1,110,000	1,122,000	1,153,000
8 	事務次官	1,211,000			1,207,000	1,204,000	1,198,000		1,175,000			1,178,000	1,191,000	1,224,000
	知事	1,210,000												
	副知事	930,000												
	議長	910,000												
	副議長	810,000												
	議員	780,000												

事務次官と知事の差 1,000

14,000

改定無し



事務次官の改定率 R5:0.26% R6:1.10% R7:2.77%

H18～R7累積改定率は、1.07%

累積改定率を知事の給料月額に当てはめた場合 1,210,000円→1,222,947円(+12,947円)

## 「② 財政力指数が類似する他の都道府県の報酬(給料)との均衡」を基に算定

財政力指数(Dグループ)は、財政状況等が同等の都道府県の状況を客観的に表しているものであり、現行の知事の給料月額は、Dグループ内の平均値を下回る状況であることから、平均水準まで引上げることで類似都道府県との均衡を図ることができる。

### ○ 計算方法

財政力指数Dグループ(15県)の知事の平均給料月額: 1,248,867円 ≈ 1,240,000円 …★

★の給料月額を採用した場合の知事の改定率: 2.4793% …②

	改定前の額	改定率	改定後の額	増減
知事	1,210,000円	2.4793%	1,240,000円	+30,000円
副知事	930,000円		950,000円	+20,000円
議長	910,000円		930,000円	+20,000円
副議長	810,000円		830,000円	+20,000円
議員	780,000円		800,000円	+20,000円

### 「① 一般職の累積改定率」

7. 29%と極めて高い改定率となる。特別職の報酬等の引上げの契機とするには有用な数字だが、実際に知事に適用した場合、改定後額は129万円(+8万円)となり、Dグループ内で3位となる。

### 「③ 国の指定職の給料との均衡」

事務次官の累積改定率は1.07%であり、実際に知事に適用した場合、改定後額は122万円(+1万円)となり、Dグループ内で14位のまま変わらない。また、この場合、他の特別職の報酬(給料)は、試算上、上がらないことになる。

## 6(2) 最近の近県の改定例

### ○ 岩手県 R6. 10. 1施行

最終改定のH28からR6までの累積改定率1.55%を適用

【Dグループ】	改定前の額	改定率	改定後の額	増減
知事	1,230,000円	1.55%	1,250,000円	+20,000円
副知事	950,000円		970,000円	+20,000円
議長	890,000円		910,000円	+20,000円
副議長	800,000円		820,000円	+20,000円
議員	770,000円		790,000円	+20,000円

### ○ 宮城県 R7. 4. 1施行

財政力指数が類似する他の都道府県との均衡を図り、知事の改定率2.29%を適用

本県と同様の改定手法

【Bグループ】	改定前の額	改定率	改定後の額	増減
知事	1,310,000円	2.29%	1,340,000円	+30,000円
副知事	1,020,000円		1,040,000円	+20,000円
議長	1,020,000円		1,040,000円	+20,000円
副議長	910,000円		930,000円	+20,000円
議員	840,000円		860,000円	+20,000円

### 6(3) 改定試案のとおりとした場合の順位

○ 改定後の額の順位は、Dグループ内、東北六県内、全国のいずれにおいても、概ね中位以下となるが、現状、本県がDグループ内で財政力指数が最下位であることも踏まえると、妥当な水準であると考えられる。

	改定前 の額	Dグループ 内	東北 六県	全国	改定後 の額	Dグループ 内	東北 六県	全国
知事	1,210,000円	14位(2)	6位(1)	45位(2)	1,240,000円	9位(5)	5位(2)	38位(5)
副知事	930,000円	15位(1)	6位(1)	47位(1)	950,000円	14位(2)	6位(1)	43位(2)
議長	910,000円	10位(5)	3位(3)	39位(7)	930,000円	10位(1)	3位(1)	39位(1)
副議長	810,000円	12位(3)	4位(2)	44位(3)	830,000円	10位(1)	3位(1)	41位(1)
議員	780,000円	6位(6)	4位(2)	34位(8)	800,000円	2位(3)	3位(1)	29位(3)

※ ( )は、本県を含む同順位の都道府県数

## 7 退職手当について

- 退職手当は、一定期間勤務した職員に対する功労報償として支給される。議員については、非常勤の職であり、退職手当に関する規定はない。

$$\text{退職手当の額} = \textcircled{1}\text{給料月額} \times \textcircled{2}\text{在職月数} \times \textcircled{3}\text{支給割合}$$

- ①の給料月額は、条例本則に定める額  
②の在職月数は、任期ごとに月単位で算出(最大48月)  
③の支給割合は、知事が70／100、副知事が45／100

### 【再掲】特別職報酬等審議会の開催状況

は、本則の金額等の最終改定

	H5	H15	H18	H19	H21	H24	H25
報酬(給料)	引上げ	臨時カット	引下げ	臨時カット	臨時カット	臨時カット	臨時カット
退職手当			引下げ	引下げ			臨時カット

### 【再掲】退職手当額

	本則の額	全国順位 (R7.4.1)	適用年月
知事	40,656,000円	4	H19.3
副知事	20,088,000円	23	H19.3

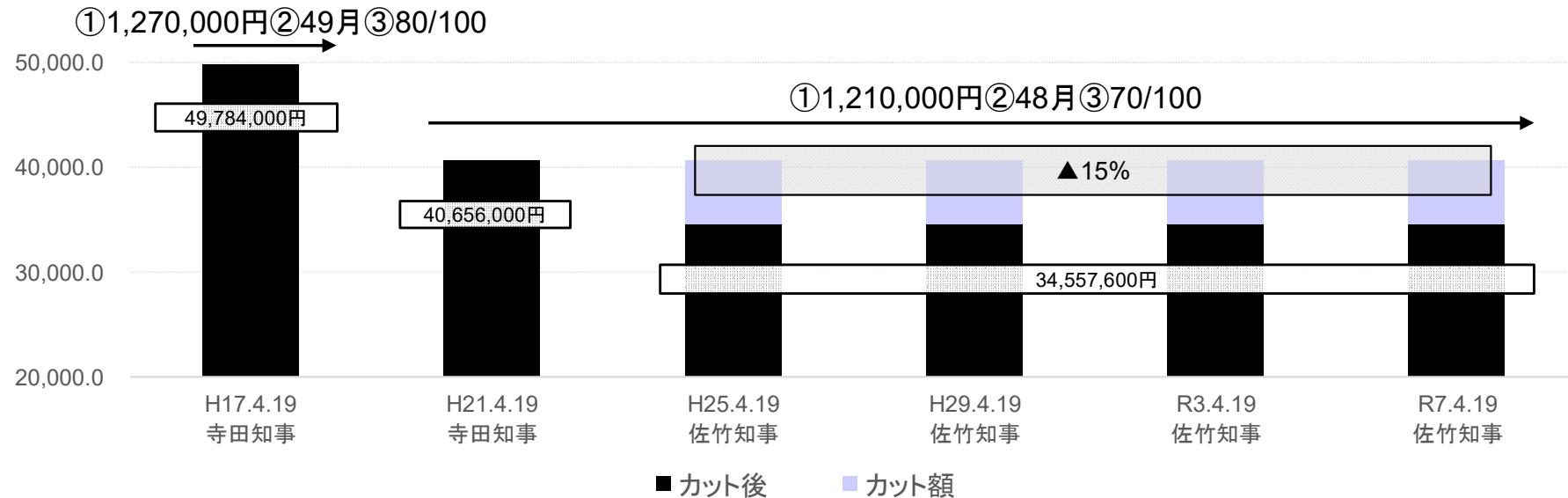
実際は、③支給割合の引下げ  
知事: 80/100→70/100  
副知事: 50/100→45/100

※ なお、東北六県のうち退職手当を報酬審議会の審議対象としているのは秋田県のみ。(全国では本県含め9県)

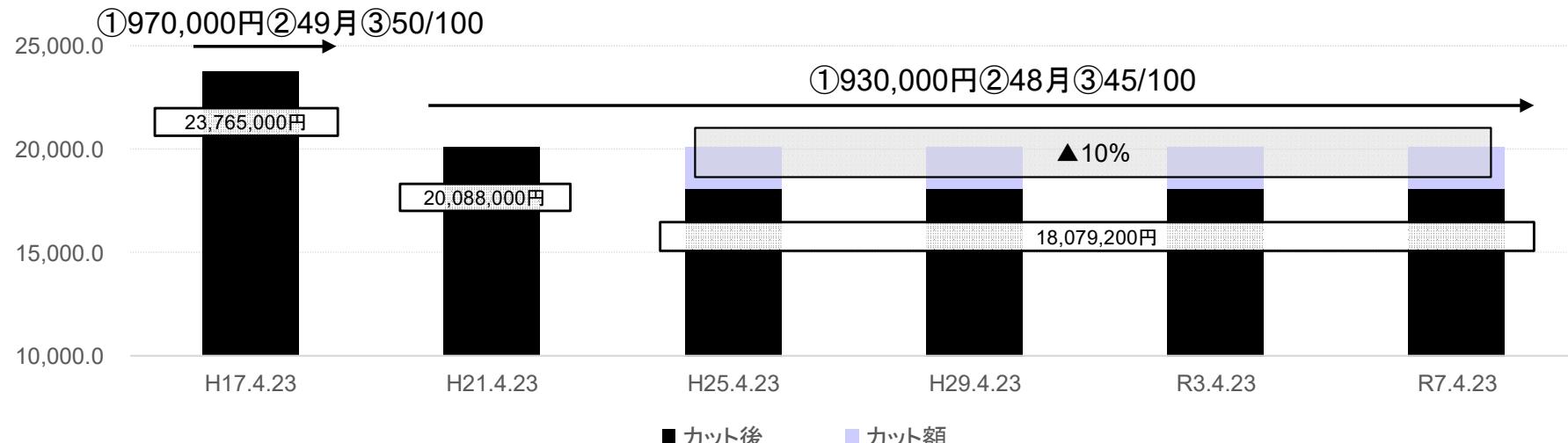
## 8 退職手当額の推移

### 知事退職手当

※カット理由 「県内の厳しい経済・雇用情勢等に配慮」



### 副知事退職手当



## 9 改定試案

### 【前回(H19)改定時の考え方】

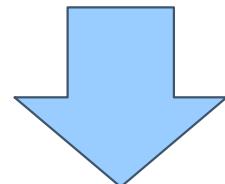
- 「③支給割合」を、全国平均に合わせて、知事(80／100→70／100)、副知事(50／100→45／100)に改定

### ○ 改定試案

財政力指数Dグループ(15県)の知事の平均退職手当額: 34,414,207円

→ 改定後給料月額①1,240,000円と②48月から逆算すると、知事の③支給割合  $\approx 55/100$   
同様に計算した場合の副知事の③支給割合  $\approx 40/100$

これらの支給割合は結果的に次の全国平均値と合致  
知事:55.1/100  
副知事40.4/100



$$\text{退職手当の額} = \text{①給料月額} \times \text{②在職月数} \times \text{③支給割合}$$

#### R8.4.1施行

Dグループ内順位。 ( )は東北内順位、【 】は全国順位。

	改定前			改定後			額の増減
	支給割合	退職手当額	額順位	支給割合	退職手当額	額順位	
知事	70/100	40,656,000円	1(1)【4】	55/100	32,736,000円	10(5)【34】	▲7,920,000円
副知事	45/100	20,088,000円	5(4)【23】	40/100	18,240,000円	10(5)【33】	▲1,848,000円

※ 退職手当算定上の「①給料月額(1,240,000円)」については6(1)改定試案のとおり、財政力指数が類似する他の都道府県の報酬(給料)との均衡を基に算定したものであり、本改定試案の「③支給割合」については、これとの整合を図っている。

## 10 改定試案のまとめ(=諮問内容)

### ○報酬(給料)月額の改定試案

R8.4.1施行

	改定前の額	改定率	改定後の額	増減
知事	1,210,000円	2.4793%	1,240,000円	+30,000円
副知事	930,000円		950,000円	+20,000円
議長	910,000円		930,000円	+20,000円
副議長	810,000円		830,000円	+20,000円
議員	780,000円		800,000円	+20,000円

### ○退職手当の支給割合の改定試案

R8.4.1施行

	改定前		改定後		増減
	支給割合	退職手当額	支給割合	退職手当額	
知事	70/100	40,656,000円	55/100	32,736,000円	▲7,920,000円
副知事	45/100	20,088,000円	40/100	18,240,000円	▲1,848,000円